

組織論における合理性概念再考

The Rationality in the Organization Theory

若林晃央

福島工業高等専門学校 コミュニケーション情報学科

WAKABAYASHI Akihiro

National Institute of Technology, Fukushima College,

Department of Communication and Information Science

(2015年9月9日受理)

The purpose of this paper is to make clear the difference of interpretations about the rationality in the organization theory, and to discuss the potential of the organization theory. The rationality in the organization theory is classified into three types: 'objective rationality', 'subjective rationality', and 'explanatory rationality'. Real rational design aim at subjective optimum, but the organizational behavior does not necessarily aim at subjective optimum, and the organization itself does not necessarily aim at rational design.

Keywords: rationality, objective rationality, subjective rationality, explanatory rationality, free will

1. はじめに

近代以降の組織論では、組織とは目的を追求するための用具であると考えられ、組織が合理的に設計されたものであることは議論の大前提とされてきた。しかし、この「合理的」という言葉は、組織論に関する範囲だけでも様々な意味で用いられており、一意に確定されていない。つまり、これまでの組織論では、「合理性」や「非合理性」などの概念が何を指すのかが曖昧なまま、組織の合理性について議論されてきたのである。

本研究は、組織論における合理性概念の様々な解釈の違いを明らかにして類型化すると共に、組織論の可能性を論じるものである。

2. 多義的概念としての「合理性」

Simon [1997]は、「客観的に」合理的であることと「主観的に」合理的であること、「組織にとって」合理的であることと「個人にとって」合理的であることを区別し、「合理的」という言葉の複雑性を指摘している。しかし、Simon [1997]や March & Simon [1993]は、「客観的な合理性」に限界があることをもって「合理性の限界」と呼んでいることから、「客観的な合理性」、すなわち結果の最適をもたらす「真の」選択を、合理性という概念の基本的な意味として捉えていることがわかる。また、目的への手段の適合を合理性の本質と捉えており、目的は行為に先行することを前提とした理論の構築が行われている。

これに対して、Weick [1979]は、「合理性とは、見る人の目の中にあるものだ」(邦訳 p.29)と、合理性の主観性を主張する。「彼の目的およびそれをどれだけ意識的に達成しようとしたかが、合理性の最も明確で規定しやすい要素である」(邦訳 p.29)が、人数が多くなればなるほど一致をみることは困難であろうから、「大きな組織にはいついかなる時点でもいくつかの異なる矛盾した合理性が存在している」(邦訳 p.29)と述べている。さらに、March & Simon [1993]や Simon [1997]の合理的意思決定理論は目的が行為に先行することを前提としていたのに対して、行為が目的に先行することも十分考えられると述べている。

組織論の範囲ではないが、哲学者の間でも Weick [1979]と同様に合理性の主観性を主張する立場は多い。例えば、de Sousa [1980]は、「ゴールへの適切さは合理性の十分条件ではない」(p.129)と述べた上で、「合理的と評価されるのは、第一に個人であり、その人の意図的な状態である」(p.129)と主張している。Elster [1999]に至っては、「合理性という概念は徹頭徹尾主観的」(邦訳 p.170)であり、「目的が必ずうまく実現することを意味しない」(邦訳 p.170)と明確に主張し、「他人から見て最適と思われることに照らしてではなく、そうした自分の信念に照らして評価されなければならない」(邦訳 p.171)、と述べている。

以上のように、Weick [1979]や de Sousa [1980]や Elster [1999]など、行為者が合理的な行動を意図したという事実をもって、すなわち主観的に合理的に行動したという事実

をもって合理的と呼び、結果がどうなったかや、他者が見てどう思ったかは、合理性とは一切関係ないとする立場が存在する。

一方、高橋[2010]は、Weick [1979]が組織はかなりのエネルギーを割いていると指摘する、「自らの行動を説明するのにもっともらしい歴史を事後的に作っては変える回顧的なもの」こそが、生きている組織のなかでの合理性だと主張する。つまり、子供の屁理屈のように、「作り話でも何でもいから、その場を取り繕って、一応の納得を得られる言い訳を思いつけば、「合理的」なのである」(p.53)。高橋[2010]は、「未来の自分」も含めた他人にも説明できるような理屈を考えて、自分を納得させてきたと述べている。しかし、この「他人にも説明できる」か否かは、いったい誰によって判断されるのであろうか。恐らく、自分自身以外にないだろう。つまり、合理的か否かの基準は、自分が主観的に納得したかどうかであり、その説明で他者（「未来の自分」も含む）も実際に納得したかどうかで判断されるわけではない。逆に、仮に行為者本人が納得する説明が得られなかったとしても、つまり行為者本人にとっては合理的ではないのだが、その行動を説明した「つもり」になった人がどこかにいるならば、その人からは一方的に「合理的」と見なされることになる。他にも、田川[1994]が、「ある行為の理由づけが可能なとき、その行為は合理的と呼ばれる」(p.3)と述べている。

このように、合理性を事後的な説明の付与と考える立場もまた、哲学者にも見られ、例えば Solomon [1980]を挙げることができる。Solomon [1980]は、これまで情動が合理性の阻害要因と考えられてきた中で、「情動は合理的である」と反論しているが、どのような意味で「合理的」という言葉を用いているのだろうか。Solomon [1980]によると、情動は、自然発生するものではなく、「判断」に付随するものであり、「選択」されるものである。例えば、「もし私が何らかの不正がなされたと信じなければ、私は怒ることができない」(p.257)。このように、「情動を持つことは、自分の置かれた状況についての規範的な判断を持つことなのである」(p.258)。そして、Solomon [1980]は、「情動は判断である」という点を強調する。判断は行為であり、行為は世界を変えることを目指す。情動が判断であり、判断が行為であるならば、情動も行為であり、世界を変えることを目指す。ゆえに、情動は合目的な、「勝利をもたらす戦略」(p.264)である、と述べている。Solomon [1980]は、情動がこれまで非合理的と考えられてきた原因の1つとして、情動は短期的目的への反応であることを挙げている。情動は、個人の合目的な行動に適合しているという

意味で合理的である。しかし、短期的目的は長期的目的と衝突することがあるため、長期的目的から見ると合目的的ではなく非合理的に見えるのだというのである。すなわち、Solomon [1980]は、長期的目的とは衝突するとしても、(短期的) 目的に適合していると説明できる点をもって、情動を「合理的」と呼んでいるのである。

かつて、Weber [1921-1922]は、目的を追求するための用具として、合理的に設計された組織の理念型を「官僚制」として提唱し、「他のいかなる形態より純技術的に優越している」(邦訳 p.33)としている。そこには、合理的に設計することで、最適な結果を導くことが示唆されていると言える。その一方で、Weber [1922]は、予想した結果に従って、自分の目的のために手段として利用する「目的合理的行為」以外にも「合理的行為」の存在を認めている。Weber [1922]は、社会的行為を、「目的合理的行為」、「価値合理的行為」、「感情的行為」、「伝統的行為」の4種類に区分しており、前2者を「合理的行為」と呼んでいる。すなわち、Weber [1922]は、結果を度外視し、行為者が課せられていると思う独自の価値に従う行為に対しても、「価値合理的行為」として、「合理的」と呼んでいるのである。そして、予想される結果に基づく目的合理的行為と、結果を無視する価値合理的行為は矛盾するため、「目的合理性の立場から見ると、価値合理性は、つねに非合理的なもの」(邦訳 p.41)と述べている。Weber [1972]では、「合理的な価値尺度というのは、原理上無限に多く存在しうる」(邦訳 p.331)のものであり、合理性という概念が多義的であることも述べている。しかし、Weber [1922]は、「感情的行為」と「伝統的行為」に対しては、意図的に「合理的」と呼んでいない。伝統的行為は「無意識の反応に過ぎぬ」(邦訳 p.39)と述べており、感情的行為もまた「無思慮な反応」(邦訳 p.40)と述べており、共に熟慮なき行為と見なしていることが要因である。そして、価値合理的行為とは「行為の究極目標が意識的に明確化され、終始、それを目指していることで区別される」(邦訳 p.40)と述べている。

このように、合理性が複数存在することを主張する立場には、他にも Evans & Over [1996]を挙げることができる。Evans & Over [1996]は、合理性には2種類あることを指摘し、1つ目を「個人の目標に到達するのに、おおむね信頼できかつ効果的な方法で行われる思考、発話、推理、意思決定、または行為」(邦訳 p.10)と定義して「合理性」と呼び、2つ目を「規範理論が許可する理由があるときの思考、発話、推理、意思決定、または行為」(邦訳 p.10)と定義して「合理性」と呼んでいる。

3. 合理性の3類型

以上のように、「合理性」概念は様々な意味で用いられてきたが、以下の3つの立場に大きく分類することができる。1つ目は、所与の目的の達成に結果的に最適だったことをもって「合理的」と呼ぶ立場であり、本研究では「客観的合理性」と呼ぶ。2つ目は、行為者にとって主観的に最適な行動をとったことをもって「合理的」と呼ぶ立場であり、本研究では「主観的合理性」と呼ぶ。3つ目は、ある人にとって納得できる説明が事後的に思いついたことをもって「合理的」と呼ぶ立場であり、本研究では「説明的合理性」と呼ぶ。以上の3つの合理性の意味の違いを、以下の5つの視点で明確にする。

1つ目の視点は、合理的行為の目指すものの違いである。ある行為が、「最善の選択」であることをもって合理的と呼ぶ立場と、「正当な理由」が説明されていることをもって合理的と呼ぶ立場に分けられる。

2つ目の視点は、合理性の判断の仕方の違いである。ある行為が合理的か否かは、誰が見ても納得するよう客観的に判断されるものだとする立場と、行為の当事者であれ行為の分析者であれ主観的に判断されるものだとする立場に分けられる。

3つ目の視点は、合理性の判断基準の違いである。特に、「客観的合理性」と「主観的合理性」では、どちらも最善を目指すか、最善かどうかを判断する基準が異なる。行為

に先行して掲げられた「所与の目的」を基準とする立場と、行為者の「個人的な信念」（独自の価値）を基準とする立場と、「どんな基準でもよい」から説明できたら合理的と見なす立場に分けられる。組織においては、組織目的と個人目的が一致しない場合がほとんどであるが、組織目的は「所与の目的」に、個人目的は「個人的な信念」に対応すると考えられる。

4つ目の視点は、合理性の判断時点の違いである。行為の「事前」に合理性を判断する立場と、「事後」的に合理性を判断する立場と、いついかなる時点で判断しても判断結果が変わらないような客観性を合理性概念に求める立場に分けられる。

5つ目の視点は、合理性の判断者の違いである。「行為者」が合理的と判断したら合理的と呼ぶ立場と、行為者の思惑とは無関係に「任意の個人」が合理的と判断したら（少なくともその人にとっては）合理的と呼ぶ立場と、「万人」が合理的と判断するような客観性を合理性概念に求める立場に分けられる。

以上、5つの視点から、3つの合理性の違いをまとめたものが、下の表である。なお、本研究の指摘する合理性の分類は、理念型として提示するものである。各分類内容は、大まかな特徴を指摘するに過ぎず、ここで取り上げた先行研究でさえも、各分類先の内容と完全に一致するわけではない。

表 3つの合理性の違い

	客観的合理性	主観的合理性	説明的合理性
「合理性」の意味	所与の目的の達成に結果的に最適だったこと	行為者にとって主観的に最適な行動をとったこと	ある人にとって納得できる説明が事後的に思いついたこと
主な先行研究	Weber [1922]の「目的合理性」 March & Simon [1993] Simon [1997]	Weber [1922]の「価値合理性」 Weick [1979] de Sousa [1980] Evans & Over [1996]の「合理性」 Elster [1999]	Solomon [1980] 田川[1994] Evans & Over [1996]の「合理性」 高橋[2010]
目指すもの	最善の選択	最善の選択	正当な理由の存在
判断の仕方	客観的判断	主観的判断	主観的判断
判断基準	所与の目的	個人的な信念	どんな基準でも可
判断時点	いつでも	事前	事後
判断者	万人	行為者のみ	任意の個人

ここで、「客観的合理性」の立場は、「合理的か否かは客観的に判断することができる」という前提に立っていることが指摘できる。このため、その合理性は、前述のように、「いついかなる時点で判断しても判断結果が変わらないような」ものであり、「万人」が合理的と判断するようなものでなければならない。これに対して、「主観的合理性」と「説明的合理性」の立場は、このような前提に懐疑的である。「主観的合理性」の立場は、判断時点は事前的判断のみで有効とし、判断者も行為者の判断のみで有効としている。「説明的合理性」の立場は、判断時点は事後的判断のみで有効とし、判断者も任意の個人の判断のみで有効としている。

結果の最適をも求める「客観的合理性」は、Evans & Over [1996]も指摘するように、物理的に不可能なことを人間に要求するものである。Simon [1997]は、このような客観的な合理性は制約されているが、「組織によって、個人が客観的な合理性にある程度近づくことが可能になる」(邦訳 p.144)と述べているように、「客観的合理性」に近づく手段としての「組織」の意義を主張した。しかし、「組織」における人間行動が、少なくとも「個人」よりは「客観的に」合理的であるとさえ、本当に言えるだろうか。何より、不可能なことができないからといって、果たして合理性に問題があると言えるだろうか。人間の合理性が制約されているというよりは、March & Simon [1993]やSimon [1997]が、「合理性」という概念に多くを要求し過ぎていているように思われる。

「説明的合理性」の立場に従うと、合理的設計というものは問題にならなくなる。合理性は事後的に付与されるものであり、設計の段階で付与されるものではないからである。

現実の組織の合理的設計は、「主観的合理性」の意味での、主観的に合理的な設計である。ただし、行為者の個人的信念に従った主観的な最適を求める「主観的合理性」に従うと、行為者の本音を聞き出さない限り、合理的なのか非合理的なのか判断できなくなるという問題も指摘できる。非合理的としか思えない行動も、その観察者の知る価値から見ても非合理的に思えるに過ぎない。行為者の価値観次第では合理的な判断の結果として選択された行為かもしれないが、価値観の異なる他者が非合理的だと一方的に決めつけることはできない。Elster [1999]は、行為者の価値観によっては「将来的に自己破滅へとつながる行動であっても最善の選択でありうる」(邦訳 p.173)と主張する。例えば「リンゴよりミカンが好きなのは非合理的だ」とは言えないように、個人の価値観それ自体は、どんなものであ

れ、非合理的だということにはならないのである。

本研究では、「客観的合理性」の立場の代表者としてSimonを挙げているが、「客観的合理性」は彼が経済学的前提への批判対象として挙げたものであり、彼の信じる現実の人間行動は、むしろ「主観的合理性」に近いものである。ただし、March & Simon [1993]やSimon [1997]は、現実の人間行動が「客観的合理性」ではないことを指摘してはいても、合理的か否かを「客観的に」判断できるという前提については批判していない。そういう意味では、Simon自身の立場は、厳密には「客観的合理性」と「主観的合理性」の中間に位置するとも言える。

それでは、なぜSimonは、March & Simon [1993]やSimon [1997]において、自分の信じる主観的な合理性を差し置いて、自分の信じていない経済学的な合理性を「合理性」と呼んだのだろうか。つまり、なぜ「客観的な合理性の限界」ではなく、「合理性の限界」と呼んだのだろうか。March & Simon [1993]やSimon [1997]は、既に確立した近代的な理論(経済学)の理想的行動を基準に議論をしようとしたため、ただの「合理性」という概念を用いたと考えられる。だとすると、本研究における「客観的合理性」は、前述のような「結果の最適」を意味すると直接的に理解する解釈以外に、(結果の最適を求める)「既に確立した近代的な規範や理論」を意味すると解釈することもできるかもしれない。

4. 行為の分類

Searle [2001]は、「合理的な意思決定を営むには、自由意志が前提されねばならない」(邦訳 p.14)と指摘する。単なる知覚のように、選択の余地のない場合、つまり自由意志が存在しない場合には、「合理性もなければ不合理性もない」、「合理的な評価の域外にある」行為である。その上で、「合理性が存在しうるのは、不合理性が可能となるときにかぎられる」(邦訳 p.26)、と述べている。合理性および不合理性が可能となるときは、自由意志が存在するときだということである。

Searle [2001]の指摘を受け入れるならば、あらゆる行為は、「合理的行為」、「不合理的行為」、合理的な評価の域外にあり「没合理的行為」とも言うべき行為の3つに分類されることになる。そして、この「不合理的行為」と「没合理的行為」を合わせたものが「非合理的行為」であり、あらゆる行為から「合理的行為」を除いた残余概念として理解することができる。ただし、行為者の自由意志を問題にするSearle [2001]の指摘は、本研究の「主観的合理性」の立場に従うことを前提にしたものであり、「客観的合理性」

や「説明的合理性」の立場に従うと、行為者の自由意志は問題にならなくなる。ここでは、「主観的合理性」の立場に従い、「合理的行為」と「非合理的行為」（「不合理的行為」および「没合理的行為」）の違いを明らかにする。

「没合理的行為」とは、合理的とは言えないが不合理とも言い切れない行為であり、自由意志が存在しない「選択なき行為」である。この典型は無意識の行為であるが、Elster [1999]によれば意図的行為も含まれる。このような意図的行為であるにもかかわらず「選択なき行為」と解釈される行為の例として、Elster [1999]は、漂流中の遭難者が耐え難い喉の渇きから海水を飲んでしまうような、抵抗できない欲求に強制された行為を挙げている。

Weber [1922]は、「感情的行為」を「無思慮な反応」として「非合理的」と呼んでいるが、それは全ての行為を分類するに際して、「合理的行為」か「非合理的行為」かの2択しか想定していなかったためであろう。このような前提に従うと、「合理的行為」に含まれない行為は、全て「非合理的行為」に分類されてしまうことになる。しかし、上記のように、「合理的行為」と「不合理的行為」とは別に「没合理的行為」という概念を考えるならば、「感情的行為」（「無思慮な反応」と「伝統的行為」（「無意識の反応」）は、「没合理的行為」に分類される可能性が高い。また、「価値合理性」についても、行為の目指す価値が絶対的価値へ高められて、自由意志に基づく選択が行われたとは呼べないような場合には、「合理的行為」ではなく、「没合理的行為」に分類されることになるかもしれない。

自由意志が存在しない全ての行為が「合理的な評価の域外にある」と見なされて「没合理的行為」に分類されるならば、「不合理的行為」は自由意志に基づいた行為であることになる。つまり、「不合理的行為」とは、自由意志に基づく熟慮をしながら、あえて不適切と認識した行為を選択した場合である。このような例として、Searle [2001]は、古代ギリシア人が「アクラシア」と呼んだ「意志の弱さ」の問題、すなわち「人が熟慮の過程を経て、よく考えた末の意思決定に到達した結果、あることを行う堅固で無条件の意図を形成したにもかかわらず、そのときが来ると、意志の弱さゆえにそれを行わないこと」（邦訳 p.241）を挙げている。

このような意味での「不合理的行為」が、一般的とは言えないが存在することを、Weber [1922]も、March & Simon [1993]とSimon [1997]も、「客観的合理性」の立場に従って「合理性」概念を用いてきた先行研究は見過ごしている。Weber [1922]は、「無意識の反応」（伝統的行為）や「無思慮な反応」（感情的行為）の存在を認めつつも、

熟慮した行為については、目的合理的行為か価値合理的行為のどちらかであり、いずれにせよ合理的行為としている。March & Simon [1993]とSimon [1997]は、客観的な合理性は制約されているとしつつも、全ての意思決定は（主観的に）合理的であることを前提としている。

5. 合理的に設計されていない組織

これまでの組織論では、組織は合理的に設計されたものであると考えられてきた。しかし、前述のように、「主観的合理性」の立場に従い、あらゆる行為を「合理的行為」と「不合理的行為」と「没合理的行為」の3つに分類し、合理的ではない行為の存在を認めるならば、合理的に設計されていない組織の存在も考えることができる。具体的には、「没合理的に設計された組織」と「不合理に設計された組織」である。

「没合理的に設計された組織」とは、自由意志が存在しないままに成立した組織である。例えば、「全体社会」のように意識的には設計されていない社会システムや、革命などで政治体制が変わったものの従来の制度をそのまま踏襲したケース、あるいはDiMaggio & Powell [1983]の指摘する「模倣的同型化」のケースなどが挙げられる。

「不合理に設計された組織」とは、熟慮の末に、あえて適切とは思えない設計をした組織である。例えば、本当は不必要と思いつつも、法律的制約や上層部の意向により、やむなく設立された組織が挙げられる。具体的には、管理職のポスト不足によって、ポストを創るために設立した部署や、正社員を解雇できないために、社内失業者を配属させるために創った部署などは、この典型である。設計者自身が適切ではないと自覚しているくらいだから、外部からは「ムダ」と非難される傾向にある。

しかし、これらの部署や組織は、不合理な設計ではあっても、無意味なわけではない。本当に無意味であれば、実現されていないはずである。このため、何らかの目的があって設立されたのであり、一見すると不合理だが、実は合理的な存在であると説明されることがある。これらの説明は、「説明的合理性」の立場から、後付けで設立の理由を説明するものである。正当な理由が後から認められることと、本来の目的に即して適切であることは、必ずしも一致しない。「主観的合理性」の立場では不合理だが、「説明的合理性」の立場では合理的と解釈される矛盾は、十分にありえるものである。

現実の意思決定では、良い意思決定を下すことよりも、合意を成立させることが大きな意味を持っている。特に、「日本の企業経営においては、決定は自分自身だけの意思

決定であるよりは、組織内の調整過程を含めた選択として行われることが多い(日置[2000] p.86)。そこでは、「よい意思決定を下すことよりも、合意を成立させることがより大きな意味を持つことになる」(日置[2000] p.86)。つまり、合意の成立のために、合理的とは言えない不適切な意思決定が熟慮の末に下されることもしばしばある。このような不合理性は、組織内での意思決定のレベルだけでなく、組織設計の段階にも入り込む余地がある。しかしながら、このような不合理性は、「説明的合理性」の立場による、合意形成の意義が後付けで説明されることによって、合理的行為と理解され、見落とされてきたのである。

6. 総括

以上のように、組織論における「合理性」という概念について、所与の目的の達成に結果的に最適だったことをもって「合理的」と呼ぶ立場(客観的合理性)、行為者にとって主観的に最適な行動をとったことをもって「合理的」と呼ぶ立場(主観的合理性)、ある人にとって納得できる説明が事後的に思いついたことをもって「合理的」と呼ぶ立場(説明的合理性)の3つに分類することができる。

そして、組織論における合理的設計は、主観的な最適を求めたものであることから、「主観的合理性」の立場に従うと、あらゆる行為は、「合理的行為」、「不合理行為」、「没合理的行為」の3つに分類されることになる。また、あらゆる組織も、「合理的に設計された組織」、「不合理に設計された組織」、「没合理的に設計された組織」の3つに分類されることとなる。

Merton [1957]は、合理的な設計されたはずの官僚制がかえって非能率を生み出す可能性を指摘し、Cohen & March & Olsen [1972]は、現実の組織における決定が必ずしも合理的とは限らない点を指摘したが、いずれも主観的な最適の追及が引き起こした結果の非合理性と考えられてきた。このように、これまでの組織論では、事後的な結果の非合理性の指摘はあっても、事前的には常に主観的には合理的であることを前提としてきた。しかし、本研究より、組織行動には、客観的な最適の実現は不可能であるだけでなく、主観的な最適の追求もなされない可能性、そして、組織自体もまた、必ずしも合理的に設計されているとは限らない可能性を指摘することができる。

参考文献

- ・ Cohen, M. D., March, J. G., and Olsen, J. P. [1972] "A Garbage Can Model of Organizational Choice", *Administrative Science Quarterly*, Vol.17, No.1, pp.1-25.
- ・ de Sousa, R. [1980] "The Rationality of Emotions", Rorty, A. O. (ed.), *Explaining Emotions*, University of California Press.
- ・ DiMaggio, P. J. and Powell, W. W. [1983] "The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields", *American Sociological Review*, Vol.48, No.2, pp.147-160.
- ・ Elster, J. [1999] *Strong Feelings*, The MIT Press (染谷昌義訳[2008]『合理性を圧倒する感情』勁草書房)。
- ・ Evans, J. St. B. T. and Over, D. E. [1996] *Rationality and Reasoning*, Psychology Press (山祐嗣訳[2000]『合理性と推理』ナカニシヤ出版)。
- ・ 日置弘一郎[2000]『経営学原理』エコノミスト社。
- ・ March, J. G. and Simon, H. A. [1993] *Organizations*, 2nd ed., John Wiley & Sons inc. (高橋伸夫訳[2014]『オーガニゼーションズ 第2版』ダイヤモンド社)。
- ・ Merton, R. K. [1957] *Social Theory and Social Structure*, revised ed., The Free Press (森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎[1961]『社会学理論と社会構造』みすず書房)。
- ・ Searle, J. R. [2001] *Rationality in Action*, The MIT Press (塩野直之訳[2008]『行為と合理性』勁草書房)。
- ・ Simon, H. A. [1997] *Administrative Behavior*, 4th ed., The Free Press (二村敏子・桑田耕太郎・高尾義明・西脇暢子・高柳美香訳[2009]『新版 経営行動』ダイヤモンド社)。
- ・ Solomon, R. C. [1980] "Emotions and Choice", Rorty, A. O. (ed.), *Explaining Emotions*, University of California Press.
- ・ 高橋伸夫[2010]『組織力』筑摩書房。
- ・ 田川克生[1994]「経営管理の本質」林伸二・高橋宏幸・坂野友昭編『現代経営管理論』有斐閣。
- ・ Weber, M. [1921-1922] "Burokratie", *Wirtschaft und Gesellschaft*, J.C.B.Mohr (阿閉吉男・脇圭平訳[1987]『官僚制』恒星社厚生閣)。
- ・ Weber, M. [1922] "Soziologische Grundbegriffe", *Wirtschaft und Gesellschaft*, J.C.B.Mohr (清水幾太郎訳[1972]『社会学の根本概念』岩波書店)。
- ・ Weber, M. [1972] "Soziologische Grundkategorien des Wirtschaftens", *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5th ed., J.C.B.Mohr (尾高邦雄編[1979]「経済行為の社会学的基礎範疇」『ウェーバー』中央公論社)。

- ・ Weick, K. E. [1979] *The Social Psychology of Organizing*, 2nd ed., Addison-Wesley (遠田雄志訳 [1997] 『組織化の社会心理学』文真堂)。